

旧	新
第1節 計画の目的及び概要 (略) 第2 計画の位置づけ この計画は、本町の災害対策に関する基本的な方針を示すものであり、防災基本計画、秋田県地域防災計画及び防災関係機関が作成する防災業務計画等との整合を有するものである。なお、他の法令に基づいて作成する「五城目町消防計画」・「五城目町水防計画」などとも十分整合を図るものとする。 また、この計画の実施細目（各種マニュアル・計画など）は、町をはじめとする防災関係機関が別途定めるものとする。 (略) 第5 計画の推進 大地震などの大規模災害においては、本町全域が被災地となる可能性がある。この場合、町や防災関係機関等による「公助」だけでは、応急・復旧対策が速やかに各所で行なわれないことは明らかであり、自分の命・安全・財産は自らが守るという「自助」を基本にしながら、子どもや高齢者、要配慮者など災害に弱い立場の方々をも含めた地域を、地域の力で守るという「共助」の考え方も含めて、行動する必要がある。 そのため、五城目町では、これらの「自助：住民・事業所」、「共助：町内会・自主防災組織等」、「公助：町・防災関係機関等」の三者がそれぞれの性質と、役割に応じて行動することにより計画を推進する。 また、町はこれらの「自助」「共助」が災害時に機能するよう、平時より住民の防災意識の高揚と、家屋の耐震化率の向上や家具固定などのハード整備、コミュニティ力の向上や組織力の強化などのソフト整備が進むよう、取り組みを実施する。 (略)	(※本新旧対照表では、簡易な語句の修正などは省略しています。) 第1節 計画の目的及び概要 (略) 第2 計画の位置づけ この計画は、本町の災害対策に関する基本的な方針を示すものであり、防災基本計画、秋田県地域防災計画及び防災関係機関が作成する防災業務計画等との整合を有するものである。なお、他の法令に基づいて作成する<u>関連計画の</u>「五城目町消防計画」、<u>「五城目町水防計画」</u><u>や、強靱化に関する「五城目町国土強靱化地域計画」</u>などとも十分整合を図るものとする。 また、この計画の実施細目（各種マニュアル・計画など）は、町をはじめとする防災関係機関が別途定めるものとする。 (略) 第5 計画の推進 大地震などの大規模災害においては、本町全域が被災地となる可能性がある。この場合、町や防災関係機関等による「公助」だけでは、応急・復旧対策が速やかに各所で行なわれないことは明らかであり、自分の命・安全・財産は自らが守るという「自助」を基本にしながら、子どもや高齢者、要配慮者など災害に弱い立場の方々をも含めた地域を、地域の力で守るという「共助」の考え方も含めて、行動する必要がある。 そのため、五城目町では、これらの「自助：住民・事業所」、「共助：町内会・自主防災組織等」、「公助：町・防災関係機関等」の三者がそれぞれの性質と、役割に応じて行動することにより計画を推進する。 また、町はこれらの「自助」「共助」が災害時に機能するよう、<u>「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解促進等、</u>平時<u>からの</u>住民の防災意識の高揚と、家屋の耐震化率の向上や家具固定などのハード整備、コミュニティ力の向上や組織力の強化などのソフト整備<u>を推進するとともに、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」や「グリーンインフラ」の取組を推進する。</u>加えて、町、県及び防災関係機関等は、<u>住宅、教育・医療等の公共施設構造物・施設、ライフライン機能の安全性の確保を図るとともに、関係機関が連携した実践的な訓練や、過去の災害対応の教訓の共有を図るなどした計画的かつ継続的な研修の実施に努める。</u>このほか、<u>最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定することにより、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。</u> <u>また、男女双方の視点や、高齢者、障害者などに配慮した防災を進めるため、防災会議委員への任命など防災に関する政策・方針決定過程及び現場における多様な視点からの対応を推進するほか、地域を構成する多様な主体の参画を拡大し、国土強靱化の観点も踏まえながら、各種防災対策の充実に努める。</u>加えて、<u>感染症を踏まえた防災対策と、効果的・効率的な防災対策を行うための災害対応業務のデジタル化の推進に努めるものとする。</u> <u>さらに、市は、所有者不明土地を活用した防災空地や備蓄倉庫の整備や災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消など、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策の推進に努めるものとする。</u> (略)

旧	新
第2節 防災に関する調査研究の推進 防災に関する調査研究は、過去の災害事例を踏まえ、現在置かれている地形・気象条件、また都市化や人口構成、生活様式などを基礎データとし、住民の協力や研究機関等と連携しながら科学的根拠に基づいて実施する。 本町のような小規模な自治体では、単独でこれらの調査研究を実施することは、経費と技術面等で厳しいことから、県が研究機関等と連携して得られた調査結果を基礎資料として活用するとともに、これを五城目町地域防災計画に反映させるものとする。 第3節 防災に関する組織及び実施責任 (略) 第2 実施責任 (略) 2. 町民、町内会、自主防災組織及び事業所の役割 町民、町内会、自主防災組織及び事業所は、「自助」、「共助」、「公助」が連携して広域的災害や大規模災害に備え、自発的な防災活動を実施するよう努める。 ①町民に期待する役割 町民は、「自らの命・安全・財産を自ら守る」という「自助」の視点から、災害による被害を軽減し、被害の拡大を防止するために、平常時及び災害発生時に次のことを実践するよう努める。 ア 平常時 (i) 防災に関する知識の習得 (ii) 地域の危険箇所等の把握と認識 (iii) 家屋の耐震性の促進及び家具等の転倒防止対策 (iv) ブロック塀等の改修 (v) 火気使用器具等の安全点検及び火災予防措置 (vi) 避難場所及び避難路の確認 (vii) 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄 (viii) 医薬品等の備蓄 (ix) 各種防災訓練への参加 (x) 積雪時における除雪の励行 (略) ③事業所に期待する役割 事業所は、従業員及び利用者等の安全を確保する「自助」の視点、地域の防災活動への積極的な協力を行う「共助」の視点から、平常時及び災害発生時に次のことを実践するよう努める。 (略) 第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)	第2節 防災に関する調査研究の推進 防災に関する調査研究は、過去の災害事例を踏まえ、現在置かれている地形・気象条件、また都市化や人口構成、生活様式などを基礎データとし、住民の協力や研究機関等と連携しながら科学的根拠に基づいて実施する。 本町のような小規模な自治体では、単独でこれらの調査研究を実施することは、経費と技術面等で厳しい。<u>そのため</u>、県が研究機関等と連携して得られた調査結果を基礎資料として活用する<u>ことを基本とするが、町が被災を受けた場合は災害の様相分析を行い、対策検討に活かす</u>とともに、これを五城目町地域防災計画に反映させるものとする。 第3節 防災に関する組織及び実施責任 (略) 第2 実施責任 (略) 2. 町民、町内会、自主防災組織及び事業所の役割 町民、町内会、自主防災組織、事業所<u>及びNPO等の関係機関</u>は、「自助」、「共助」、「公助」が連携して広域的災害や大規模災害に備え、自発的な防災活動を実施するよう努める。 ①町民に期待する役割 町民は、「自らの命・安全・財産を自ら守る」という「自助」の視点から、災害による被害を軽減し、被害の拡大を防止するために、平常時及び災害発生時に次のことを実践するよう努める。 ア 平常時 (i) 防災<u>及び事前防災行動計画（マイ・タイムライン）</u>に関する知識の習得 (ii) 地域の危険箇所等の把握と認識 (iii) 家屋の耐震性の促進及び家具等の転倒防止対策 (iv) ブロック塀等の改修 (v) 火気使用器具等の安全点検及び火災予防措置 (vi) 避難場所及び避難路の確認 (vii) 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄 (viii) 医薬品等の備蓄 (ix) 各種防災訓練への参加 (x) 積雪時における除雪の励行 (略) ③事業所に期待する役割 事業所<u>及びNPO等の関係機関</u>は、従業員及び利用者等の安全を確保する「自助」の視点、地域の防災活動への積極的な協力を行う「共助」の視点から、平常時及び災害発生時に次のことを実践するよう努める。 (略) 第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)

第 4 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
東北管区警察局	1 災害状況の把握と報告連絡に関すること。 2 関係職員の派遣に関すること。 3 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 4 関係機関との連絡調整に関すること。
東北総合通信局	1 放送・通信設備の耐震性確保に関すること。 2 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること。 3 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること。
東北財務局 (秋田財務事務所)	1 災害状況の調査に関すること。 2 災害復旧事業費、関連事業費等の査定の立会及び調査に関すること。 3 災害時における金融機関等に対する被災者支援のための金融上の措置の要請に関すること。 4 地方公共団体に対する災害復旧融資に関すること。 5 地方公共団体に対する国有財産の貸付に関すること。
東北厚生局 (秋田事務所)	1 災害状況の情報収集、通報に関すること。 2 関係職員の派遣に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。
秋田労働局	1 工場、事業所等における労働災害防止対策に関すること。 2 被災者に対する職業あっせんに関すること。
東北農政局 (秋田県拠点)	1 農業災害の予防、拡大防止、並びに応急復旧対策についての指導及び助成に関すること。 2 農業災害に係る資金融資に関すること。 3 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
東北森林管理局 (米代西部森林管理署)	1 国有林野内の保安林、保安施設、地すべり防止施設の整備保全等治山に関すること。 2 国有林野の林野火災の防止に関すること。 3 国有林林道その他施設の整備保全に関すること。 4 災害時における応急復旧用材の供給に関すること。
東北経済産業局	1 災害時における応急復旧資機材、生活必需物資等の需給対策に関すること。 2 災害時の物価安定対策に関すること。 3 被災商工業者に対する融資に関すること。
関東東北産業保安監督部 (東北支部)	1 災害時における火薬類、高圧ガス及び都市ガス、並びに電気施設等の保安対策に関すること。 2 鉱山施設の保全及び鉱害の防止対策に関すること。 3 鉱山における災害時の応急対策に関すること。
東北地方整備局 (秋田河川国道事務所)	1 国の直轄土木施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること。 2 水防警報等の発表、伝達及び応急対策に関すること。 3 気象警報の伝達に関すること。
東北地方整備局 (秋田港湾事務所)	1 港湾及び所轄海岸における地震、津波等による災害の防止対策に関すること。 2 秋田港、船川港、能代港、各港の港域内における港湾施設の整備(国の直轄土木工事)及びその災害復旧に関すること。
東北運輸局 (秋田運輸支局)	1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。
東京航空局 (秋田空港・航空路監視レーダー事務所)	1 災害時における航空保安対策に関すること。 2 災害時における緊急航空輸送、並びに遭難航空機の搜索、救助に関すること。

第 4 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
東北管区警察局	1 災害状況の把握と報告連絡に関すること。 2 関係職員の派遣に関すること。 3 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 4 関係機関との連絡調整に関すること。
東北総合通信局	1 放送・通信設備の耐震性確保に関すること。 2 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること。 3 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること。
東北財務局 (秋田財務事務所)	1 災害状況の調査に関すること。 2 災害復旧事業費、関連事業費等の査定の立会及び調査に関すること。 3 災害時における金融機関等に対する被災者支援のための金融上の措置の要請に関すること。 4 地方公共団体に対する災害復旧融資に関すること。 5 地方公共団体に対する国有財産の貸付に関すること。
東北厚生局 (秋田事務所)	1 災害状況の情報収集、通報に関すること。 2 関係職員の派遣に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。
秋田労働局	1 工場、事業所等における労働災害防止対策に関すること。 2 被災者に対する職業あっせんに関すること。
東北農政局 (秋田県拠点)	1 農業災害の予防、拡大防止、並びに応急復旧対策についての指導及び助成に関すること。 2 農業災害に係る資金融資に関すること。 3 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
東北森林管理局 (米代西部森林管理署)	1 国有林野内の保安林、保安施設、地すべり防止施設の整備保全等治山に関すること。 2 国有林野の林野火災の防止に関すること。 3 国有林林道その他施設の整備保全に関すること。 4 災害時における応急復旧用材の供給に関すること。
東北経済産業局	1 災害時における応急復旧資機材、生活必需物資等の需給対策に関すること。 2 災害時の物価安定対策に関すること。 3 被災商工業者に対する融資に関すること。
関東東北産業保安監督部 (東北支部)	1 災害時における火薬類、高圧ガス及び都市ガス、並びに電気施設等の保安対策に関すること。 2 鉱山施設の保全及び鉱害の防止対策に関すること。 3 鉱山における災害時の応急対策に関すること。
東北地方整備局 (秋田河川国道事務所)	1 国の直轄土木施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること。 2 水防警報等の発表、伝達及び応急対策に関すること。 3 気象警報の伝達に関すること。
東北地方整備局 (秋田港湾事務所)	1 港湾及び所轄海岸における地震、津波等による災害の防止対策に関すること。 2 秋田港、船川港、能代港、各港の港域内における港湾施設の整備(国の直轄土木工事)及びその災害復旧に関すること。
東北運輸局 (秋田運輸支局)	1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。
東京航空局 (秋田空港・航空路監視レーダー)	1 災害時における航空保安対策に関すること。 2 災害時における緊急航空輸送、並びに遭難航空機の搜索、救助に関する

旧		新			
仙台管区气象台 （秋田地方气象台）	1 気象・地象・水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象業務に必要な観測体制の充実、予報・通信等の施設及び設備の整備に関すること。 3 気象、地象、（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達と、これらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。 4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。 5 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての、技術的な支援・協力に関すること。 6 災害の発生が予測される時や、災害発生時において、県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等の提供に関すること。 7 県や市町村、その他の防災関係機関との連携による、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。	仙台管区气象台 （秋田地方气象台）	1 気象・地象・水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象業務に必要な観測体制の充実、予報・通信等の施設及び設備の整備に関すること。 3 気象、地象、（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達と、これらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。 4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。 5 市町村が行う 避難情報 等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての、技術的な支援・協力に関すること。 6 災害の発生が予測される時や、災害発生時において、県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等の提供に関すること。 7 県や市町村、その他の防災関係機関との連携による、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。		
	第二管区海上保安本部（秋田海上保安部）		1 海上における災害警備、海難救助対策に関すること。 2 船舶交通の安全確保に関すること。 3 海上における災害予防及び災害応急対策に関すること。	第二管区海上保安本部（秋田海上保安部）	1 海上における災害警備、海難救助対策に関すること。 2 船舶交通の安全確保に関すること。 3 海上における災害予防及び災害応急対策に関すること。
	東北防衛局		1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。 2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。	東北防衛局	1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。 2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。
	東北地方環境事務所（鹿角自然保護官事務所） （秋田自然保護官事務所）		1 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 2 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。 3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示に関すること。 4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。	東北地方環境事務所（鹿角自然保護官事務所） （秋田自然保護官事務所）	1 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 2 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。 3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示に関すること。 4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。

(略)

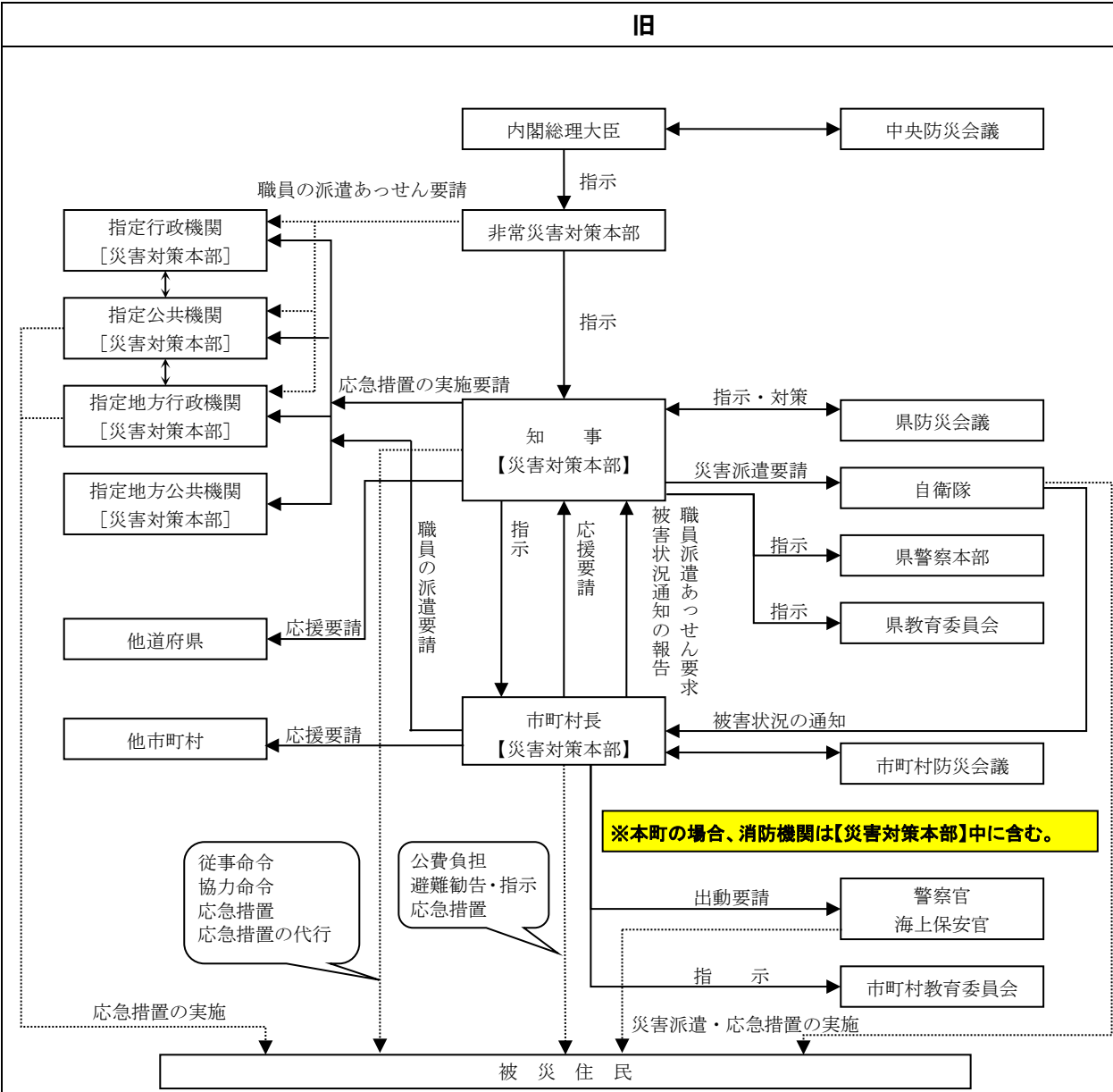
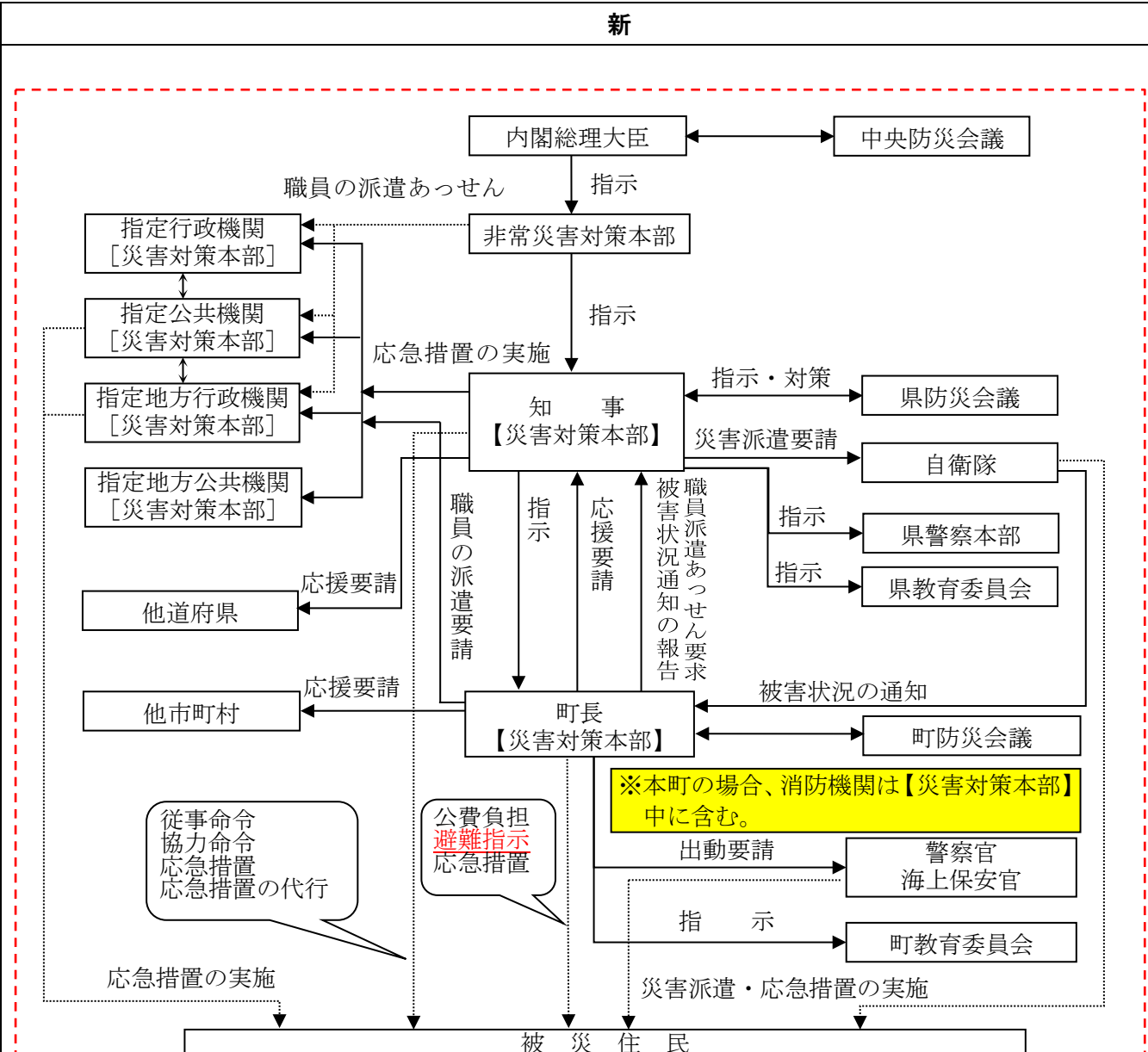
第6 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
独立行政法人国立病院機構 （北海道東北グループ）	1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること。 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること。 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報に関すること。 4 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援に関すること。
日本銀行（秋田支店）	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること。 2 資金決済の円滑な確保を通じて信用秩序の維持に資するための措置に関すること。 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。 5 各種措置に関する広報に関すること。
日本赤十字社（秋田県支部）	1 災害時における医療、助産その他の救助対策に関すること。 2 災害救助等に必要な協力、奉仕者の動員に関すること。 3 義援金品の受付、配分に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
独立行政法人国立病院機構 （北海道東北グループ）	1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること。 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること。 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報に関すること。 4 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援に関すること。
日本銀行（秋田支店）	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること。 2 資金決済の円滑な確保を通じて信用秩序の維持に資するための措置に関すること。 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。 5 各種措置に関する広報に関すること。
日本赤十字社（秋田県支部）	1 災害時における医療、助産その他の救助対策に関すること。 2 災害救助等に必要な協力、奉仕者の動員に関すること。 3 義援金品の受付、配分に関すること。
日本放送協会 （NHK 秋田放送局）	1 気象予報、災害情報等の報道に関すること。 2 防災知識の普及に関すること。 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること。

旧			新			
	日本放送協会 (NHK 秋田放送局)	1 気象予報、災害情報等の報道に関すること。 2 防災知識の普及に関すること。 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること。		東日本高速道路株式会社 (東北支社秋田管理事務所)	1 秋田自動車道の災害防止及び復旧に関すること。 2 日本海東北自動車道の災害防止及び復旧に関すること。	
	東日本高速道路株式会社 (東北支社秋田管理事務所)	1 秋田自動車道の災害防止及び復旧に関すること。 2 日本海東北自動車道の災害防止及び復旧に関すること。		東日本旅客鉄道株式会社 (秋田支社) 日本貨物鉄道株式会社 (東北支社秋田総合鉄道部)	1 鉄道施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること。 2 災害時における救援物資及び人員の緊急輸送に関すること。	
	東日本旅客鉄道株式会社 (秋田支社) 日本貨物鉄道株式会社 (東北支社秋田総合鉄道部)	1 鉄道施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること。 2 災害時における救援物資及び人員の緊急輸送に関すること。		東日本電信電話株式会社 (宮城事業部秋田支店) 株式会社N T T ドコモ (東北支社秋田支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社 (東北支店) KDD I 株式会社 (東北総支社) ソフトバンク モバイル株式会社	1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること。 2 災害時における非常通話の運用に関すること。 3 気象警報の伝達に関すること。	
	東日本電信電話株式会社 (宮城事業部秋田支店) 株式会社N T T ドコモ (東北支社秋田支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社 (東北支店) KDD I 株式会社 (東北総支社) ソフトバンク モバイル株式会社	1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること。 2 災害時における非常通話の運用に関すること。 3 気象警報の伝達に関すること。		日本郵便株式会社 (秋田中央郵便局「五城目郵便局」)	1 災害時における郵便業務の確保に関すること。	
	日本郵便株式会社 (秋田中央郵便局「五城目郵便局」)	1 災害時における郵便業務の確保に関すること。		日本通運株式会社 (秋田支店) 佐川急便株式会社 (北東北支店秋田営業所) ヤマト運輸株式会社 (秋田主管支店) 福山通運株式会社 (北東北福山通運 秋田支店) 西濃運輸株式会社	1 災害時における救助物資等の輸送に関すること。	
	日本通運株式会社 (秋田支店) 佐川急便株式会社 (北東北支店秋田営業所) ヤマト運輸株式会社 (秋田主管支店) 福山通運株式会社 (北東北福山通運 秋田支店) 西濃運輸株式会社	1 災害時における救助物資等の輸送に関すること。		東北電力株式会社 (秋田支店) <u>東北電力ネットワーク株式会社 (秋田支店)</u>	1 電力施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること。 2 災害時における電力供給の確保に関すること。	
	東北電力株式会社 (秋田営業所)	1 電力施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること。 2 災害時における電力供給の確保に関すること。				
(略)			(略)			
第 7 指定地方公共機関			第 7 指定地方公共機関			
※本町を主な営業区域としていない場合は記載を省略。			※本町を主な営業区域としていない場合は記載を省略。			
機関の名称		処理すべき事務又は業務の大綱	機関の名称		処理すべき事務又は業務の大綱	
土地改良区 (戸村土地改良区) (馬場目川水系土地改良区)		1 ため池、樋門、水門等農業用施設の維持管理に関すること。 2 農地、農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること。	土地改良区 (戸村土地改良区) (馬場目川水系土地改良区)		1 ため池、樋門、水門等農業用施設の維持管理に関すること。 2 農地、農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること。	
株式会社秋田放送 秋田テレビ株式会社 秋田朝日放送株式会社		1 気象予報、災害情報等の報道に関すること。 2 防災知識の普及に関すること。 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること。	株式会社秋田放送 秋田テレビ株式会社 秋田朝日放送株式会社		1 気象予報、災害情報等の報道に関すること。 2 防災知識の普及に関すること。 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること。	

旧			新		
	株式会社エフエム秋田 株式会社秋田ケーブルテレビ		株式会社エフエム秋田 株式会社秋田ケーブルテレビ		
	東部ガス株式会社秋田支社 一般社団法人秋田県L Pガス協会 湖東ガス株式会社	1 ガス供給施設の防災に関すること。 2 被災地に対する燃料供給の確保に関すること。 3 ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること。	東部ガス株式会社秋田支社 一般社団法人秋田県L Pガス協会	1 ガス供給施設の防災に関すること。 2 被災地に対する燃料供給の確保に関すること。 3 ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること。	
	秋田中央交通株式会社 公益社団法人秋田県トラック協会	1 被災地の人員輸送の確保に関すること。 2 災害時の応急輸送対策に関すること。 3 緊急支援物資の輸送に関すること。	秋田中央交通株式会社 公益社団法人秋田県トラック協会	1 被災地の人員輸送の確保に関すること。 2 災害時の応急輸送対策に関すること。 3 緊急支援物資の輸送に関すること。	
	一般社団法人秋田県医師会 秋田県厚生農業協同組合連合会 公益社団法人秋田県看護協会 一般社団法人秋田県薬剤師会 一般社団法人秋田県歯科医師会	1 災害時における医療救護活動に関すること。 2 防疫、その他保健衛生活動の協力に関すること。	一般社団法人秋田県医師会 秋田県厚生農業協同組合連合会 公益社団法人秋田県看護協会 一般社団法人秋田県薬剤師会 一般社団法人秋田県歯科医師会	1 災害時における医療救護活動に関すること。 2 防疫、その他保健衛生活動の協力に関すること。	
	一般社団法人秋田県建設業協会	1 災害時における公共施設の応急対策への協力に関すること。	一般社団法人秋田県建設業協会	1 災害時における公共施設の応急対策への協力に関すること。	
第5節 活動体制計画 (略) 第2 防災活動体制 以下に、県などの関係機関との体制について示す。			第5節 活動体制計画 (略) 第2 防災活動体制 以下に、県などの関係機関との体制について示す。		

旧	新
 第3 町災害対策本部等の設置基準 (略) 2. 風水害等 町長は、町の区域に災害（風水害及び事故災害）が発生し、又はその被害が拡大するおそれがある場合で、必要と認めたときは、災害対策本部等を設置する。 また、災害の初期段階における対応が、その後の防災対策の成否を大きく左右することから台風の襲来、長時間の降雨等の場合は、この段階で警戒のための体制をとることが極めて重要であり、災害対策本部（第4配備）の設置前の体制として災害準備室（第1配備）、災害警戒対策室（第2配備）、災害警戒対策部（第3配備）を次のとおり設置するものとする。	 第3 町災害対策本部等の設置基準 (略) 2. 風水害等 町長は、町の区域に災害（風水害及び事故災害）が発生し、又はその被害が拡大するおそれがある場合で、必要と認めたときは、災害対策本部等を設置する。 また、災害の初期段階における対応が、その後の防災対策の成否を大きく左右することから台風の襲来、長時間の降雨等の場合は、この段階で警戒のための体制をとることが極めて重要であり、災害対策本部（第4配備）の設置前の体制として災害準備室（第1配備）、災害警戒対策室（第2配備）、災害警戒対策部（第3配備）を次のとおり設置するものとする。

五城目町地域防災計画 新旧対照表 ー第1編 総則ー

旧						新					
名称	配備	設置場所 (事務局)	設置基準	主要業務	本部会議等の 構成員	名称	配備	設置場所 (事務局)	設置基準	主要業務	本部会議等の 構成員
五城目町 災害対策 本部	第4 配備	正庁 (住民生活課)	1. 多くの家屋で床上浸水が 確認されたとき 2. 町域に大雨、暴風、暴風雪 及び大雪に関する特別警報が 発表される可能性があるとき 3. 住民の生命、身体及び財産 に甚大な被害をもたらす災害 が発生するおそれがあるとき 4. 避難勧告、指示等の避難対 策を実施する場合 5. 災害救助法を適用する程 度の災害が発生したとき 6. 町長が必要と認めた場合	1. 対策部においては、 対策本部の設置の検討。 2. 部員は、本部長又は 警戒対策部長の命を受 け、所掌する業務。 3. 班職員は、当該部員 の指示を受け、被害の発 生に備えるとともに、所 掌する業務の遂行。 4. 関係機関との連絡調 整。	本部長 町長 副本部長 副町長 〃 教育長 〃 会計管理者 本部付 消防長 部 員 各部長 〃 各副部長 事務局	五城目町 災害対策 本部	第4 配備	正庁 (住民生活課)	1. 多くの家屋で床上浸水が確 認されたとき 2. 町域に大雨、暴風、暴風雪 及び大雪に関する特別警 報が発表される可能性が あるとき 3. 住民の生命、身体及び財産 に甚大な被害をもたらす 災害が発生するおそれが あるとき、又は発生し被害 が拡大するおそれがある とき 4. 避難情報 等の避難対策を実 施する場合 5. 災害救助法を適用する程度 の災害が発生したとき 6. 町長が必要と認めた場合	1. 対策部においては、対 策本部の設置の検討。 2. 部員は、本部長又は警 戒対策部長の命を受 け、所掌する業務。 3. 班職員は、当該部員の 指示を受け、被害の発 生に備えるとともに、 所掌する業務の遂行。 4. 関係機関との連絡調 整。	本部長 町長 副本部長 副町長 〃 教育長 〃 会計管理者 本部付 消防長 部 員 各部長 〃 各副部長 事務局
五城目町 災害警戒 対策部	第3 配備	正庁 (住民生活課)	1. 多くの家屋で床下浸水が 確認されたとき 2. 町域に大雨、洪水、暴風、 暴風雪その他気象に関する警 報等が発表され、被害のおそ れがある場合 3. 相当規模の災害が発生し 拡大するおそれがある場合 4. 副町長が必要と認めた場 合		部長 副町長 副部長 教育長 〃 会計管理者 部付 消防長 部員 各部長 〃 各副部長 事務局	五城目町 災害警戒 対策部	第3 配備	正庁 (住民生活課)	1. 多くの家屋で床下浸水が確 認されたとき 2. 町域に大雨、洪水、暴風、 暴風雪その他気象に関す る警報等が発表され、被害 のおそれがある場合 3. 相当規模の災害が発生し拡 大するおそれがある場合 4. 副町長が必要と認めた場合		部長 副町長 副部長 教育長 〃 会計管理者 部付 消防長 部員 各部長 〃 各副部長 事務局
五城目町 災害警戒 対策室	第2 配備	大庁議室 (住民生活課)	1. 町域に大雨、洪水、暴風、 暴風雪その他気象に関する警 報等が発表され、被害のおそ れがある場合 2. 住民生活課長が必要と認 めた場合	1. 対策部の設置の検 討。 2. 気象情報・河川水位 等の収集・伝達。 3. その他、住民生活課 長が必要と判断する事 項。	室長住民生活課長 室員 消防長 〃 総務課長 〃 建設課長 事務局	五城目町 災害警戒 対策室	第2 配備	大庁議室 (住民生活課)	1. 町域に大雨、洪水、暴風、 暴風雪その他気象に関す る警報等が発表され、被害 のおそれがある場合 2. 住民生活課長が必要と認め た場合	1. 対策部の設置の検討。 2. 気象情報・河川水位等 の収集・伝達。 3. その他、住民生活課長 が必要と判断する事 項。	室長住民生活課長 室員 消防長 〃 総務課長 〃 建設課長 事務局
五城目町 災害準備 室	第1 配備	住民生活課 室 (住民生活 課)	1. 町域に大雨、洪水の気象に 関する警報が発表されたとき 2. 住民生活課長が必要と認 めた場合	1. 気象情報・河川水位 等の収集・伝達。 2. その他、住民生活課 長が必要と判断する事 項。	室長住民生活課長 室員住民生活課防 災 担当	五城目町 災害準備 室	第1 配備	住民生活課 室 (住民生活 課)	1. 町域に大雨、洪水の気象に 関する警報が発表された とき 2. 住民生活課長が必要と認め た場合	1. 気象情報・河川水位等 の収集・伝達。 2. その他、住民生活課長 が必要と判断する事 項。	室長住民生活課長 室員 住民生活課防災 担当
(略)						(略)					

旧			新		
第6 町災害対策本部等の各課室の事務分担表と会議			第6 町災害対策本部等の各課室の事務分担表と会議		
1. 災害対策本部（第4配備）と災害警戒対策部（第3配備）の事務分 担 表			1. 災害対策本部（第4配備）と災害警戒対策部（第3配備）の事務分 担 表		
部	班	業 務 内 容	部	班	業 務 内 容
本 部 長 (部長)		災害対策本部（警戒対策部）の業務を総括し、指揮監督命令する。	本 部 長 (部長)		災害対策本部（警戒対策部）の業務を総括し、指揮監督命令する。
副本部長 (副本長)		本部長（部長）を補佐する。	副本部長 (副本長)		本部長（部長）を補佐する。
事務局	事務局員	1. 本部（部）の庶務及び本部会議に関すること。 2. 県その他関係機関との連絡に関すること。 3. 県知事及び他市町村などに対する出動・応援要請に関すること。	事務局	事務局員	1. 本部（部）の庶務及び本部会議に関すること。 2. 県その他関係機関との連絡に関すること。 3. 県知事及び他市町村などに対する出動・応援要請に関すること。
【事務局長】 住民生活課 長	(住民生活課) 3人		【事務局長】 住民生活課 長	(住民生活課) 3人	
総 務 部 【部長】 総務課長 【副部长】 税務課長 まちづくり 課長	庶 務 班 (総務課) (住 民 生 活 課)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 気象情報・河川水位情報等の収集・分析に関すること。 3. 動員及び非常招集に関すること。 4. 各部の総合連絡調整に関すること。 5. 災害応急対策の立案に関すること。 6. 災害救助法関係事務に関すること。 7. 警戒区域の設定に関すること。 8. 避難勧告指示等の発令に関すること。 9. 災害に関する公示及び被害状況の報告に関すること。 10. 災害の総括に関すること。 11. 公共施設（建物など不動産）などの統括について。 12. その他ほかの部（班）に属さないこと。	総 務 部 【部長】 総務課長 【副部长】 税務課長 まちづくり 課長	庶 務 班 (総務課) (住民生活課)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 気象情報・河川水位情報等の収集・分析に関すること。 3. 動員及び非常招集に関すること。 4. 各部の総合連絡調整に関すること。 5. 災害応急対策の立案に関すること。 6. 災害救助法関係事務に関すること。 7. 警戒区域の設定に関すること。 8. <u>避難情報</u> 等の発令に関すること。 9. 災害に関する公示及び被害状況の報告に関すること。 10. 災害の総括に関すること。 11. 公共施設（建物など不動産）などの統括について。 12. その他ほかの部（班）に属さないこと。
	調 査 班 (税務課)	1. 【詳細調査】人（死傷者・行方不明者含む）の被害状況の調査及び確認に関すること。※発生後の現場確認を含む詳細な調査を想定。 2. 【詳細調査】建築物（住家等）の被害調査に関すること。※発生後の現場確認を含む詳細な調査を想定。 3. 行方不明者の相談所の開設について。 4. 被災者の調査把握（被災者台帳の作成含む）に関すること。（消防本部と連携） 5. 危険区域の調査に関すること。 6. 罹災証明の発行に関すること。（消防本部への協力として：必要に応じて消防部調査班をサポートする。） 7. その他災害調査全般に関すること。 8. 税の減免措置に関すること。		調 査 班 (税務課)	1. 【詳細調査】人（死傷者・行方不明者含む）の被害状況の調査及び確認に関すること。※発生後の現場確認を含む詳細な調査を想定。 2. 【詳細調査】建築物（住家等）の被害調査に関すること。※発生後の現場確認を含む詳細な調査を想定。 3. 行方不明者の相談所の開設について。 4. 被災者の調査把握（被災者台帳の作成含む）に関すること。（消防本部と連携） 5. 危険区域の調査に関すること。 6. 罹災証明の発行に関すること。（消防本部への協力として：必要に応じて消防部調査班をサポートする。） 7. その他災害調査全般に関すること。 8. 税の減免措置に関すること。

五城目町地域防災計画 新旧対照表 ー第1編 総則ー

旧				新			
		広報情報班 (まちづくり課) (議会事務局)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 【概算調査】人（死傷者・行方不明者含む）の被害状況の調査及び確認に関すること。※発生後のおおまかな調査を想定。速報性重視。 3. 【概算調査】建築物（住家等）の被害調査に関すること。※発生後のおおまかな調査を想定。速報性重視。 4. 各班からの情報の収集、整理及び提供に関すること。 5. 被害状況の取りまとめに関すること。 6. 災害広報・広聴活動に関すること。 7. 報道機関への連絡に関すること。 8. 災害記録（写真等）に関すること。 9. 住民の要請及び陳情に関すること。 10. 町内会等への連絡に関すること。 11. その他連絡全般に関すること。			広報情報班 (まちづくり課) (議会事務局)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 【概算調査】人（死傷者・行方不明者含む）の被害状況の調査及び確認に関すること。※発生後のおおまかな調査を想定。速報性重視。 3. 【概算調査】建築物（住家等）の被害調査に関すること。※発生後のおおまかな調査を想定。速報性重視。 4. 各班からの情報の収集、整理及び提供に関すること。 5. 被害状況の取りまとめに関すること。 6. 災害広報・広聴活動に関すること。 7. 報道機関への連絡に関すること。 8. 災害記録（写真等）に関すること。 9. 住民の要請及び陳情に関すること。 10. 町内会等への連絡に関すること。 11. その他連絡全般に関すること。
		経 理 班 (総務課) (出納室)	1. 災害に伴う予算経理に関すること。 2. 義援金（見舞金）に関すること。 3. 補助、金融に関すること。 4. 物件の損害保障に関すること。 5. 調達及び支援物資の収納、保管及び配分に関すること。 6. 災害時における町有物件（動産）の管理に関すること。 7. その他経理全般に関すること。			経 理 班 (総務課) (出納室)	1. 災害に伴う予算経理に関すること。 2. 義援金（見舞金）に関すること。 3. 補助、金融に関すること。 4. 物件の損害保障に関すること。 5. 調達及び支援物資の収納、保管及び配分に関すること。 6. 災害時における町有物件（動産）の管理に関すること。 7. その他経理全般に関すること。
	民 生 部 【部長】 健康福祉課長 【副部長】 健康福祉課 主席課長補佐又は課長補佐	住 民 班 (住民生活課) (健康福祉課)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 避難所及び避難者の管理に関すること。 3. 避難者名簿の作成に関すること。 4. 炊出しその他の食糧並びに救助物資の給貸与に関すること。 5. 生活必需品の調達に関すること。 6. 遺体の収容、安置所（兼検視場所）及び埋火葬に関すること。 7. 被災者の生活相談、援護に関すること。 8. 災害弔慰金法（災害弔慰金など）に関すること。 9. 被災者生活再建支援法（被災者生活再建支援など）に関すること。 10. 被災地のし尿処理及び仮設トイレの設置に関すること。 11. 被災地の清掃及び災害廃棄物処理に関すること。 12. 被災地の環境（モニタリング含む）に関すること。 13. 被災地の防犯に関すること。 14. ペットに関すること。		民 生 部 【部長】 健康福祉課長 【副部長】 健康福祉課 主席課長補佐又は課長補佐	住 民 班 (住民生活課) (健康福祉課)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 避難所及び避難者の管理に関すること。 3. 避難者名簿の作成に関すること。 4. 炊出しその他の食糧並びに救助物資の給貸与に関すること。 5. 生活必需品の調達に関すること。 6. 遺体の収容、安置所（兼検視場所）及び埋火葬に関すること。 7. 被災者の生活相談、援護に関すること。 8. 災害弔慰金法（災害弔慰金など）に関すること。 9. 被災者生活再建支援法（被災者生活再建支援など）に関すること。 10. 被災地のし尿処理及び仮設トイレの設置に関すること。 11. 被災地の清掃及び災害廃棄物処理に関すること。 12. 被災地の環境（モニタリング含む）に関すること。 13. 被災地の防犯に関すること。 14. ペットに関すること。

旧				新			
		医 療 班 (健康福祉課)	1. 救護所の開設に関すること。 2. 医療救護班の編成に関すること。 3. 医療器具並びに医療品の調達配分に関すること。 4. 傷病者の医療措置に関すること。 5. 感染病患者の収容に関すること。 6. 防疫・保健衛生に関すること。 7. 検疫に関すること。 8. 協力医療機関との連絡調整に関すること。 9. 避難者（指定避難所外の避難者を含む）の身体及び心のケアに関すること。 10. 医療ボランティアに関すること。 11. その他医療、救護全般に関すること。			医 療 班 (健康福祉課)	1. 救護所の開設に関すること。 2. 医療救護班の編成に関すること。 3. 医療器具並びに医療品の調達配分に関すること。 4. 傷病者の医療措置に関すること。 5. 感染病患者の収容に関すること。 6. 防疫・保健衛生に関すること。 7. 検疫に関すること。 8. 協力医療機関との連絡調整に関すること。 9. 避難者（指定避難所外の避難者を含む）の身体及び心のケアに関すること。 10. 医療ボランティアに関すること。 11. その他医療、救護全般に関すること。
		福 祉 班 (健康福祉課)	1. 避難行動要支援者の避難及び安否確認に関すること。 2. 要配慮者の支援に関すること。 3. 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 4. 社会福祉協議会及びその他団体との連絡調整に関すること。 5. 社会福祉施設への支援に関すること。 6. 被災園児等の避難及び安全に関すること。 7. 災害ボランティアに関すること。			福 祉 班 (健康福祉課)	1. 避難行動要支援者の避難及び安否確認に関すること。 2. 要配慮者の支援に関すること。 3. 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 4. 社会福祉協議会及びその他団体との連絡調整に関すること。 5. 社会福祉施設への支援に関すること。 6. 被災園児等の避難及び安全に関すること。 7. 災害ボランティアに関すること。
	産 業 部 【部長】 農林振興課長 【副部長】 商工振興課長	農 林 班 (農林振興課) (農業委員会)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 農地及び農業用施設の応急対策並びに被害調査に関すること。 3. 農作物及び森林の応急対策並びに被害調査に関すること。 4. 農薬、肥料及び家畜飼料の確保、幹旋に関すること。 5. 家畜伝染病予防対策並びに施設の復旧に関すること。 6. 応急用米穀、そ菜など食料の調達、幹旋に関すること。 7. 林業被害対策、復旧用木材の幹旋に関すること。 8. 農林畜産関係の補助、融資、起債等に関すること。 9. 農作物及び森林罹災証明に関すること。 10. その他農林の全般に関すること。		産 業 部 【部長】 農林振興課長 【副部長】 商工振興課長	農 林 班 (農林振興課) (農業委員会)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 農地及び農業用施設の応急対策並びに被害調査に関すること。 3. 農作物及び森林の応急対策並びに被害調査に関すること。 4. 農薬、肥料及び家畜飼料の確保、幹旋に関すること。 5. 家畜伝染病予防対策並びに施設の復旧に関すること。 6. 応急用米穀、そ菜など食料の調達、幹旋に関すること。 7. 林業被害対策、復旧用木材の幹旋に関すること。 8. 農林畜産関係の補助、融資、起債等に関すること。 9. 農作物及び森林罹災証明に関すること。 10. その他農林の全般に関すること。
		商 工 班 (商工振興課)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 商工業関係の被害調査に関すること。 3. 商工業関係の補助及び融資等に関すること。 4. 災害時における労働力の確保及び被災失業者の職業相談に関すること。 5. 災害対策に要する資材、物資の所有者の把握及び調達に関すること。 6. 金融に関する調査及び対策に関すること。 7. 物資流通並びに物価安定対策に関すること。 8. その他商工全般に関すること。			商 工 班 (商工振興課)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 商工業関係の被害調査に関すること。 3. 商工業関係の補助及び融資等に関すること。 4. 災害時における労働力の確保及び被災失業者の職業相談に関すること。 5. 災害対策に要する資材、物資の所有者の把握及び調達に関すること。 6. 金融に関する調査及び対策に関すること。 7. 物資流通並びに物価安定対策に関すること。 8. その他商工全般に関すること。

旧					新					
	建設部	【部長】 建設課長 【副部長】 建設課主席 課長補佐又は課長補佐	建設班 (建設課)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 道路及び河川、土砂災害危険箇所に関する情報の収集について。 3. 土木被害調査に関すること。 4. 交通確保及び人命救助のための障害物の除去に関すること。 5. 道路交通の確保及び通行不能箇所等の表示に関すること。 6. 土木災害の応急及び復旧対策に関すること。 7. 土木技術者及び従事者の確保に関すること。 8. その他土木全般に関すること。		建設部	【部長】 建設課長 【副部長】 建設課主席 課長補佐又は課長補佐	建設班 (建設課)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 道路及び河川、土砂災害危険箇所に関する情報の収集について。 3. 土木被害調査に関すること。 4. 交通確保及び人命救助のための障害物の除去に関すること。 5. 道路交通の確保及び通行不能箇所等の表示に関すること。 6. 土木災害の応急及び復旧対策に関すること。 7. 土木技術者及び従事者の確保に関すること。 8. その他土木全般に関すること。	
			建築班 (建設課)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 建築物の被害調査に関すること。 3. 町有建築物並びに施設、設備の応急復旧対策に関すること。 (各施設管理者への支援ほか。) 4. 避難所及び救護所の建設、補修に関すること。 5. 被災者に対する住宅等の提供などの住宅支援に関すること。 6. 応急仮設住宅の建設並びに住宅応急修理に関すること。 7. 建設技術者及び従事者の確保に関すること。 8. 住宅建築の融資に関すること。 9. その他建築全般に関すること。				建築班 (建設課)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 建築物の被害調査に関すること。 3. 町有建築物並びに施設、設備の応急復旧対策に関すること。(各施設管理者への支援ほか。) 4. 避難所及び救護所の建設、補修に関すること。 5. 被災者に対する住宅等の提供などの住宅支援に関すること。 6. 応急仮設住宅の建設並びに住宅応急修理に関すること。 7. 建設技術者及び従事者の確保に関すること。 8. 住宅建築の融資に関すること。 9. その他建築全般に関すること。	
			輸送班 (建設課)	1. 遺体の輸送に関すること。 2. 避難者及び傷病者の輸送に関すること。 3. 災害活動従事者及び医療従事者の輸送に関すること。 4. 救援物資の輸送に関すること。 5. 応急及び復旧のための資器材の輸送に関すること。 6. 輸送車両の調達に関すること。 7. その他輸送全般に関すること。				輸送班 (建設課)	1. 遺体の輸送に関すること。 2. 避難者及び傷病者の輸送に関すること。 3. 災害活動従事者及び医療従事者の輸送に関すること。 4. 救援物資の輸送に関すること。 5. 応急及び復旧のための資器材の輸送に関すること。 6. 輸送車両の調達に関すること。 7. その他輸送全般に関すること。	
			給水班 (建設課水道担当)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 飲料水の確保及び供給に関すること。 3. 給水車両の調達に関すること。 4. 水道施設の応急及び復旧対策に関すること。 5. 水道施設技術者及び従事者の確保に関すること。 6. 被災地の水道施設の衛生維持に関すること。 7. その他給水、水道施設全般に関すること。				給水班 (建設課水道担当)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 飲料水の確保及び供給に関すること。 3. 給水車両の調達に関すること。 4. 水道施設の応急及び復旧対策に関すること。 5. 水道施設技術者及び従事者の確保に関すること。 6. 被災地の水道施設の衛生維持に関すること。 7. その他給水、水道施設全般に関すること。	
			下水道班 (建設課下水道担当)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 下水道施設・設備の応急復旧対策に関すること。 3. 下水道技術者及び従事者の確保に関すること。 4. その他下水道全般に関すること。				下水道班 (建設課下水道担当)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 下水道施設・設備の応急復旧対策に関すること。 3. 下水道技術者及び従事者の確保に関すること。 4. その他下水道全般に関すること。	

旧				新				
(略)	文 教 部	学校教育班	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 被災児童生徒の避難及び救護に関すること。 3. 学校施設に対する集団避難の受入対策に関すること。 4. 臨時校舎の開設及び応急教育に関すること。 5. 保健衛生及び学校給食施設の保全措置に関すること。 6. 教科書及び学用品の調達、配分に関すること。 7. その他災害時における学校教育全般に関すること。	(略)	文 教 部	学校教育班	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 被災児童生徒の避難及び救護に関すること。 3. 学校施設に対する集団避難の受入対策に関すること。 4. 臨時校舎の開設及び応急教育に関すること。 5. 保健衛生及び学校給食施設の保全措置に関すること。 6. 教科書及び学用品の調達、配分に関すること。 7. その他災害時における学校教育全般に関すること。	(略)
	【部長】 学校教育課長	(学校教育課)	【部長】 学校教育課長		(学校教育課)			
	【副部長】 生涯学習課長	社会教育班 (生涯学習課)	【副 部 長】 生涯学習課長		社会教育班 (生涯学習課)			
(略)	消 防 部	指 揮 班	1. 第一次動員及びその訓練計画に関すること。 2. 消防部隊の指揮運用に関すること。 3. 災害現場の連絡調整に関すること。 4. 消防応援要請（緊急消防援助隊ほか）に関すること。 5. その他警防活動全般に関すること。	(略)	消 防 部	指 揮 班	1. 第一次動員及びその訓練計画に関すること。 2. 消防部隊の指揮運用に関すること。 3. 災害現場の連絡調整に関すること。 4. 消防応援要請（緊急消防援助隊ほか）に関すること。 5. その他警防活動全般に関すること。	(略)
		(消防本部) (消防団)	(消防本部) (消防団)					
		調 査 班	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 被害調査に関すること。（他部に属するものを除く。） 3. 被災原因の調査に関すること。 4. 罹災証明の発行に関すること。（必要に応じて総務部調査班のサポートを受ける。） 5. 災害現場の情報収集に関すること。 6. その他警防調査に関すること。			調 査 班	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 被害調査に関すること。（他部に属するものを除く。） 3. 被災原因の調査に関すること。 4. 罹災証明の発行に関すること。（必要に応じて総務部調査班のサポートを受ける。） 5. 災害現場の情報収集に関すること。 6. その他警防調査に関すること。	
	【部長】 消防次長	(消防本部) (消防団)		【部長】 消防次長	(消防本部) (消防団)		【部長】 消防次長	
	【副部長】 消防団長	防ぎょ班	1. 気象情報・河川水位情報等の収集・分析に関すること。 2. 火災気象通報・火災警報等の発令に関すること。 3. 災害の予防、警戒並びに防ぎょに関すること。 4. 避難誘導に関すること。 5. 被災者の救出・救助並びに行方不明者の捜索に関すること。 6. 警防資器材の整備点検、調達及び輸送に関すること。 7. 警報指示並びに指令等の一般住民への伝達に関すること。 8. 危険物施設、特定防火対象物等に対する指導並びに応急措置に関すること。		【副 部 長】 消防団長	防ぎょ班	1. 気象情報・河川水位情報等の収集・分析に関すること。 2. 火災気象通報・火災警報等の発令に関すること。 3. 災害の予防、警戒並びに防ぎょに関すること。 4. 避難誘導に関すること。 5. 被災者の救出・救助並びに行方不明者の捜索に関すること。 6. 警防資器材の整備点検、調達及び輸送に関すること。 7. 警報指示並びに指令等の一般住民への伝達に関すること。 8. 危険物施設、特定防火対象物等に対する指導並びに応急措置に関すること。	
		(消防本部) (消防団)			(消防本部) (消防団)			

第 11 防災行動計画（タイムライン）の作成

県及び町は、関係機関と連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、訓練や研修等を通じて同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(略)

旧	新																																																								
第7節 五城目町の概況と過去の主な災害 第1 五城目町の概況 (略) 5. 気 象 本町は日本海側の気候を示し、夏は太平洋高気圧、冬はシベリア高気圧の動向によって天気は左右される。 春（3～5月）は移動性高気圧に覆われ晴れの日が多い。降水量は一年のうちで最も少ないが、雪は4月でも積むことがある。毎日の気温の上昇が大きく、3月に 2.6℃だった月平均気温が 5月には 14.0℃となる。 夏（6～8月）は6月・7月は梅雨のため曇りの日が続く。年間でもっとも月降水量が多いのは7月の 177.7mm であるが、この時期は太平洋側の地域と比べると日照時間が多い。8月は太平洋高気圧に覆われ晴れの日が続き、一年で最も暑く月平均気温は 24.0℃である。強い日射しと上空の寒気によって雨雲が発達するため、降水量は7月並に多い。 秋（9～11月）は9月・10月は晴れと曇り、周期的に変化する。9月は米の収穫時期を迎えるが、台風の襲来がもっとも心配される時期でもある。気温の下降が大きく、9月に 19.3℃だった月平均気温が 11月には 6.8℃となる。11月に入るとしぐれる日が多くなり下旬には雪が積むこともある。 冬（12月～2月）は冬型の気圧配置が続き西の風が強い。雪の日が多く日照時間は非常に少ない。月平均気温は1月が最も低く－0.9℃である。12月と1月の月降水量は 100 mmを超え、雪も多い。平成 18 年豪雪では、1月5日(木)に月最深積雪（月における最大の積雪）137cm を記録、観測史上 1 位となった。 (気象データ：気象庁の観測データ 1 9 8 1～2 0 1 0 年の 3 0 年間を使用) 【観測史上 1～3 位のデータ（平成 2 7 年 7 月分まで）】 <table><tr><th>順位／要素名</th><th>日降水量 (mm)</th><th>日最大 1 時 間 降水量(mm)</th><th>月最深積 雪 (cm)</th><th>日最高気 温 (℃)</th><th>日最低気温 (℃)</th><th>日最大瞬間風 速・風向(m/s)</th></tr><tr><td>1 位</td><td>147 S54. 8. 26</td><td>60 H23. 7. 28</td><td>137 H18. 1. 5</td><td>36. 5 H18. 8. 17</td><td>-14. 4 S56. 1. 14</td><td>30. 5・南西 H24. 4. 4</td></tr><tr><td>2 位</td><td>138. 5 H25. 9. 16</td><td>57 H18. 8. 18</td><td>119 H25. 2. 25</td><td>36. 5 H16. 7. 30</td><td>-14. 2 S63. 2. 22</td><td>24. 2・南西 H24. 2. 1</td></tr><tr><td>3 位</td><td>135</td><td>51</td><td>112</td><td>36. 5</td><td>-13. 2</td><td>24. 1・南西</td></tr></table>	順位／要素名	日降水量 (mm)	日最大 1 時 間 降水量(mm)	月最深積 雪 (cm)	日最高気 温 (℃)	日最低気温 (℃)	日最大瞬間風 速・風向(m/s)	1 位	147 S54. 8. 26	60 H23. 7. 28	137 H18. 1. 5	36. 5 H18. 8. 17	-14. 4 S56. 1. 14	30. 5・南西 H24. 4. 4	2 位	138. 5 H25. 9. 16	57 H18. 8. 18	119 H25. 2. 25	36. 5 H16. 7. 30	-14. 2 S63. 2. 22	24. 2・南西 H24. 2. 1	3 位	135	51	112	36. 5	-13. 2	24. 1・南西	第6節 職員の動員計画 (略) 第5 体制の整備 <u>町、県及びライフライン事業者は、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に対応できる人材を確保し、防災にかかる組織動員体制の整備に努めるものとする。加えて、 県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保に努めるものとする。</u> <u>また、併せて、県及び町は、災害応急対策への協力が期待される建設企業の担い手の確保・育成を支援するものとする。</u> 第7節 五城目町の概況と過去の主な災害 第1 五城目町の概況 (略) 5. 気 象 本町は日本海側の気候を示し、夏は太平洋高気圧、冬はシベリア高気圧の動向によって天気は左右される。 春（3～5月）は移動性高気圧に覆われ晴れの日が多い。降水量は一年のうちで最も少ないが、雪は4月でも積むことがある。毎日の気温の上昇が大きく、3月に <u>3.1℃</u>だった月平均気温が 5月には <u>14.5℃</u>となる。 夏（6～8月）は6月・7月は梅雨のため曇りの日が続く。年間でもっとも月降水量が多いのは7月の <u>191.8mm</u> であるが、この時期は太平洋側の地域と比べると日照時間が多い。8月は太平洋高気圧に覆われ晴れの日が続き、一年で最も暑く月平均気温は <u>24.1℃</u>である。強い日射しと上空の寒気によって雨雲が発達するため、降水量は7月並に多い。 秋（9～11月）は9月・10月は晴れと曇り、周期的に変化する。9月は米の収穫時期を迎えるが、台風の襲来がもっとも心配される時期でもある。気温の下降が大きく、9月に <u>19.9℃</u>だった月平均気温が 11月には <u>7.2℃</u>となる。11月に入るとしぐれる日が多くなり下旬には雪が積むこともある。 冬（12月～2月）は冬型の気圧配置が続き西の風が強い。雪の日が多く日照時間は非常に少ない。月平均気温は1月が最も低く－<u>0.5℃</u>である。12月<u>から 2</u>月の月降水量は 100 mmを超え、雪も多い。平成 18 年豪雪では、1月5日(木)に月最深積雪（月における最大の積雪）137cm を記録、観測史上 1 位となった。 (気象データ：気象庁の観測データ <u>1991</u>～<u>2020</u> 年の 30 年間を使用) 【観測史上 1～3 位のデータ（<u>令和 6 年 11 月</u>分まで）】 <table><tr><th>順位／要素名</th><th>日降水量 (mm)</th><th>日最大 1 時間 降水量(mm)</th><th>月最深 積雪 (cm)</th><th>日最高 気温 (℃)</th><th>日最低気温 (℃)</th><th>日最大瞬間風 速・風向(m/s)</th></tr><tr><td>1 位</td><td><u>151. 0</u> <u>R4. 8. 12</u></td><td><u>69. 0</u> <u>R4. 8. 12</u></td><td>137 H18. 1. 5</td><td><u>38. 1</u> <u>R2. 9. 3</u></td><td>-14. 4 S56. 1. 14</td><td>30. 5・南西 H24. 4. 4</td></tr><tr><td>2 位</td><td><u>150. 5</u> <u>H30. 5. 18</u></td><td><u>60. 0</u> <u>H23. 7. 28</u></td><td>119 H25. 2. 25</td><td><u>38. 1</u> <u>R1. 8. 15</u></td><td>-14. 2 S63. 2. 22</td><td><u>25. 2・南南西</u> <u>R3. 1. 7</u></td></tr><tr><td>3 位</td><td><u>147</u></td><td><u>57</u></td><td>112</td><td><u>38. 0</u></td><td>-13. 2</td><td><u>25. 0・南南西</u></td></tr></table>	順位／要素名	日降水量 (mm)	日最大 1 時間 降水量(mm)	月最深 積雪 (cm)	日最高 気温 (℃)	日最低気温 (℃)	日最大瞬間風 速・風向(m/s)	1 位	<u>151. 0</u> <u>R4. 8. 12</u>	<u>69. 0</u> <u>R4. 8. 12</u>	137 H18. 1. 5	<u>38. 1</u> <u>R2. 9. 3</u>	-14. 4 S56. 1. 14	30. 5・南西 H24. 4. 4	2 位	<u>150. 5</u> <u>H30. 5. 18</u>	<u>60. 0</u> <u>H23. 7. 28</u>	119 H25. 2. 25	<u>38. 1</u> <u>R1. 8. 15</u>	-14. 2 S63. 2. 22	<u>25. 2・南南西</u> <u>R3. 1. 7</u>	3 位	<u>147</u>	<u>57</u>	112	<u>38. 0</u>	-13. 2	<u>25. 0・南南西</u>
順位／要素名	日降水量 (mm)	日最大 1 時 間 降水量(mm)	月最深積 雪 (cm)	日最高気 温 (℃)	日最低気温 (℃)	日最大瞬間風 速・風向(m/s)																																																			
1 位	147 S54. 8. 26	60 H23. 7. 28	137 H18. 1. 5	36. 5 H18. 8. 17	-14. 4 S56. 1. 14	30. 5・南西 H24. 4. 4																																																			
2 位	138. 5 H25. 9. 16	57 H18. 8. 18	119 H25. 2. 25	36. 5 H16. 7. 30	-14. 2 S63. 2. 22	24. 2・南西 H24. 2. 1																																																			
3 位	135	51	112	36. 5	-13. 2	24. 1・南西																																																			
順位／要素名	日降水量 (mm)	日最大 1 時間 降水量(mm)	月最深 積雪 (cm)	日最高 気温 (℃)	日最低気温 (℃)	日最大瞬間風 速・風向(m/s)																																																			
1 位	<u>151. 0</u> <u>R4. 8. 12</u>	<u>69. 0</u> <u>R4. 8. 12</u>	137 H18. 1. 5	<u>38. 1</u> <u>R2. 9. 3</u>	-14. 4 S56. 1. 14	30. 5・南西 H24. 4. 4																																																			
2 位	<u>150. 5</u> <u>H30. 5. 18</u>	<u>60. 0</u> <u>H23. 7. 28</u>	119 H25. 2. 25	<u>38. 1</u> <u>R1. 8. 15</u>	-14. 2 S63. 2. 22	<u>25. 2・南南西</u> <u>R3. 1. 7</u>																																																			
3 位	<u>147</u>	<u>57</u>	112	<u>38. 0</u>	-13. 2	<u>25. 0・南南西</u>																																																			

旧							新						
	H19. 9. 17	H10. 8. 7	H18. 2. 12	H12. 7. 31	S52. 1. 2	H21. 11. 15		<u>S54. 8. 26</u>	<u>H18. 8. 18</u>	H18. 2. 12	<u>R5. 8. 9</u>	S52. 1. 2	<u>H29. 9. 18</u>
(気象データ：気象庁の平成27年7月までの観測データ(統計期間は個別に異なる)を使用。							(気象データ：気象庁の令和6年11月までの観測データ(統計期間は個別に異なる)を使用。						
6. 社会的条件							6. 社会的条件						
(1) 人 口							(1) 人 口						
本町の人口は、平成22年国勢調査において10,516人、人口密度は約48.9人／km ² であり、昭和35年国勢調査20,025人をピークに人口の減少が続いている。							本町の人口は、令和2年国勢調査において8,538人、人口密度は約39.7人／km ² であり、昭和35年国勢調査20,025人をピークに人口の減少が続いている。						
また、1世帯当たりの人口は昭和25、30年の国勢調査で6.0人をピークに減少し、平成22年では2.8人となっており、1家族内での互助力も低下している。加えて、総人口に占める老年人口(65歳以上)の割合は、平成7年で23.4%、平成12年で28.3%、平成17年で33.2%、平成22年で37.0%と、確実に人口の高齢化が進んでおり限界集落も増えていることから、これらの状況に配慮した災害対策が必要となってきた。							また、1世帯当たりの人口は昭和25、30年の国勢調査で6.0人をピークに減少し、令和2年では2.5人となっており、1家族内での互助力も低下している。加えて、総人口に占める老年人口(65歳以上)の割合は、平成17年で33.2%、平成22年で37.0%、平成27年で41.8%、令和2年で47.3%と、確実に人口の高齢化が進んでおり限界集落も増えていることから、これらの状況に配慮した災害対策や福祉的支援が必要となってきた。						
(2) 産業構造							(2) 産業構造						
平成22年国勢調査までの労働人口及び産業別就業者数の構成比の推移をみると、第一次、第二次産業の減少と第三次産業の増加傾向がみられる。							令和2年国勢調査までの労働人口及び産業別就業者数の構成比の推移をみると、就業構造は第3次産業が中心であり、令和2年には町内就業者(4,064人)の半数以上(2,574人)が第3次産業に従事している。						
(略)							(略)						
(5) 土地利用の状況							(5) 土地利用の状況						
土地利用状況は、森林が約83.7%と最も高い構成比であり、続いて農用地が約8.9%となっていることから、自然豊かな町である。一方、過疎化、高齢化による人口減少により、宅地が減少する傾向にある。(秋田県国土利用計画管理運営資料：平成22年数値より)							土地利用状況は、森林が約83.2%と最も高い構成比であり、続いて農用地が約8.5%となっていることから、自然豊かな町である。一方、過疎化、高齢化による人口減少により、宅地が減少する傾向にある。(秋田県国土利用計画管理運営資料：平成30年度数値より)						
(略)							(略)						
第2 過去の主な災害							第2 過去の主な災害						
(略)							(略)						
1. 自然災害							1. 自然災害						
(1) 水 害							(1) 水 害						
昭和47年7月7日から9日にかけて大雨となり、馬場目川の警戒水位1.82mに対して、3.1mに達し、総雨量127.5mmを記録するなど、各地で100mmを超える雨量となった。このため馬場目川をはじめ各河川が氾濫し、橋の流失2橋、床上浸水4棟、床下浸水30棟、田畑流失・冠水126.4ha等の被害がでた。							昭和47年7月7日から9日にかけて大雨となり、馬場目川の警戒水位1.82mに対して、3.1mに達し、総雨量127.5mmを記録するなど、各地で100mmを超える雨量となった。このため馬場目川をはじめ各河川が氾濫し、橋の流失2橋、床上浸水4棟、床下浸水30棟、田畑流失・冠水126.4ha等の被害がでた。						
近年では、平成19年9月16日から17日にかけて大雨となり、馬場目川(久保)の氾濫危険水位3.4mを超過、4.22mに達し、総雨量186mmを記録し、馬場目川など各河川が氾濫し、床上浸水5棟、床下浸水26棟、田畑の流失・冠水289ha等の被害がでた。							近年では、平成19年9月16日から17日にかけて大雨となり、馬場目川(久保)の氾濫危険水位3.4mを超過、4.22mに達し、総雨量186mmを記録し、馬場目川など各河川が氾濫し、床上浸水5棟、床下浸水26棟、田畑の流失・冠水289ha等の被害がでた。						
また、平成25年9月16日の朝方から夜にかけて大雨となり、馬場目川(久保)の氾濫危険水位3.4mを超過、最大で4.01mに達した。被害が顕著であったのは、内川川、富津内川の氾濫によるものであったが、本町部の国道285号を含む一部や大川地区などでも排水不良による内水氾濫があった。主な被害としては、床上浸水3棟、床下浸水26棟、田畑の流失・冠水5ha等の被害がでた。							また、平成25年9月16日の朝方から夜にかけて大雨となり、馬場目川(久保)の氾濫危険水位3.4mを超過、最大で4.01mに達した。被害が顕著であったのは、内川川、富津内川の氾濫によるものであったが、本町部の国道285号を含む一部や大川地区などでも排水不良による内水氾濫があった。主な被害としては、床上浸水3棟、床下浸水26棟、田畑の流失・冠水5ha等の被害がでた。						
							<u>令和5年7月14日から18日にかけては、梅雨前線が日本海から東北部に停滞し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み続けたことにより、県内では総降水量が多いところで400ミリを超え、72時間雨量では、6つの観測所で史上1位という記録的な大雨となった。町においては、馬場目川、内川川が氾濫したほか、死者1名の人的被害、半壊345棟、床上浸水67棟、床下浸水196棟</u>						

旧	新																																																																																																																																
(略) 第8節 五城目町の被害の想定 (略) 1. 自然災害 (1) 風水害 ①台風 平成3年9月28日の台風19号による被害と同程度の災害を想定する。 ②大雨、洪水等豪雨災害 平成19年9月17日の水害（馬場目川）による被害と同程度の災害を想定する。 ③土砂災害 土砂災害警戒区域において、土砂災害警戒情報が発表され避難勧告が出されたあと、斜面の崩落、土石流の発生により住家が巻き込まれ、多数の死傷者と行方不明者が発生する災害を想定する。 (略) (3) 地震災害 (略) ①五城目町で想定する地震＝（4）天長地震 ※最も被害が甚大となることが予想される地震。 (略) 【想定地震一覧】 <table><tr><th>No.</th><th>想定地震</th><th>M</th><th>設定根拠</th></tr><tr><td>1</td><td>能代断層帯</td><td>7.1</td><td>国</td></tr><tr><td>2</td><td>花輪東断層帯</td><td>7.0</td><td>国</td></tr><tr><td>3</td><td>男鹿地震</td><td>7.0</td><td>過去に発生</td></tr><tr><td>4</td><td>天長地震</td><td>7.2</td><td>過去に発生</td></tr><tr><td>5</td><td>秋田仙北地震震源北方</td><td>7.2</td><td>県独自</td></tr><tr><td>6</td><td>北由利断層</td><td>7.3</td><td>国</td></tr><tr><td>7</td><td>秋田仙北地震</td><td>7.3</td><td>過去に発生</td></tr><tr><td>8</td><td>横手盆地東縁断層帯北部</td><td>7.2</td><td>国</td></tr><tr><td>9</td><td>横手盆地東縁断層帯南部</td><td>7.2</td><td>国</td></tr><tr><td>10</td><td>真昼山地東縁断層帯北部</td><td>7.0</td><td>国</td></tr><tr><td>11</td><td>真昼山地東縁断層帯南部</td><td>6.9</td><td>国</td></tr><tr><td>12</td><td>象潟地震</td><td>7.3</td><td>過去に発生</td></tr><tr><td>13</td><td>横手盆地 真昼山地連動</td><td>8.1</td><td>県独自</td></tr><tr><td>14</td><td>秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動</td><td>7.7</td><td>県独自</td></tr><tr><td>15</td><td>天長地震 北由利断層連動</td><td>7.8</td><td>県独自</td></tr></table>	No.	想定地震	M	設定根拠	1	能代断層帯	7.1	国	2	花輪東断層帯	7.0	国	3	男鹿地震	7.0	過去に発生	4	天長地震	7.2	過去に発生	5	秋田仙北地震震源北方	7.2	県独自	6	北由利断層	7.3	国	7	秋田仙北地震	7.3	過去に発生	8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	国	9	横手盆地東縁断層帯南部	7.2	国	10	真昼山地東縁断層帯北部	7.0	国	11	真昼山地東縁断層帯南部	6.9	国	12	象潟地震	7.3	過去に発生	13	横手盆地 真昼山地連動	8.1	県独自	14	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	県独自	15	天長地震 北由利断層連動	7.8	県独自	<u>の計 608 棟の住宅被害が発生した。</u> <u>さらに、3,495 戸が断水し、自衛隊や海上保安庁に給水支援を要請するなど、住民生活に多大な影響を及ぼした。</u> (略) 第8節 五城目町の被害の想定 (略) 1. 自然災害 (1) 風水害 ①台風、<u>大雨、洪水災害</u> <u>馬場目川水系（馬場目川、富津内川、内川川）の想定最大規模降雨（1000 年に 1 度の降雨）による</u>災害を想定する。 ②土砂災害 土砂災害警戒区域において、土砂災害警戒情報が発表され<u>避難情報</u>が出されたあと、斜面の崩落、土石流の発生により住家が巻き込まれ、多数の死傷者と行方不明者が発生する災害を想定する。 (略) (3) 地震災害 (略) ①五城目町で想定する地震＝（4）天長地震 ※最も被害が甚大となることが予想される地震。 (略) 【想定地震一覧】 <table><tr><th>No.</th><th>想定地震</th><th>M</th><th>設定根拠</th></tr><tr><td>1</td><td>能代断層帯</td><td>7.1</td><td>国</td></tr><tr><td>2</td><td>花輪東断層帯</td><td>7.0</td><td>国</td></tr><tr><td>3</td><td>男鹿地震</td><td>7.0</td><td>過去に発生</td></tr><tr><td>4</td><td>天長地震</td><td>7.2</td><td>過去に発生</td></tr><tr><td>5</td><td>秋田仙北地震震源北方</td><td>7.2</td><td>県独自</td></tr><tr><td>6</td><td>北由利断層</td><td>7.3</td><td>国</td></tr><tr><td>7</td><td>秋田仙北地震</td><td>7.3</td><td>過去に発生</td></tr><tr><td>8</td><td>横手盆地東縁断層帯北部</td><td>7.2</td><td>国</td></tr><tr><td>9</td><td>横手盆地東縁断層帯南部</td><td>7.2</td><td>国</td></tr><tr><td>10</td><td>真昼山地東縁断層帯北部</td><td>7.0</td><td>国</td></tr><tr><td>11</td><td>真昼山地東縁断層帯南部</td><td>6.9</td><td>国</td></tr><tr><td>12</td><td>象潟地震</td><td>7.3</td><td>過去に発生</td></tr><tr><td>13[※]</td><td>横手盆地 真昼山地連動</td><td>8.1</td><td>県独自</td></tr><tr><td>14[※]</td><td>秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動</td><td>7.7</td><td>県独自</td></tr><tr><td>15[※]</td><td>天長地震 北由利断層連動</td><td>7.8</td><td>県独自</td></tr></table>	No.	想定地震	M	設定根拠	1	能代断層帯	7.1	国	2	花輪東断層帯	7.0	国	3	男鹿地震	7.0	過去に発生	4	天長地震	7.2	過去に発生	5	秋田仙北地震震源北方	7.2	県独自	6	北由利断層	7.3	国	7	秋田仙北地震	7.3	過去に発生	8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	国	9	横手盆地東縁断層帯南部	7.2	国	10	真昼山地東縁断層帯北部	7.0	国	11	真昼山地東縁断層帯南部	6.9	国	12	象潟地震	7.3	過去に発生	13 [※]	横手盆地 真昼山地連動	8.1	県独自	14 [※]	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	県独自	15 [※]	天長地震 北由利断層連動	7.8	県独自
No.	想定地震	M	設定根拠																																																																																																																														
1	能代断層帯	7.1	国																																																																																																																														
2	花輪東断層帯	7.0	国																																																																																																																														
3	男鹿地震	7.0	過去に発生																																																																																																																														
4	天長地震	7.2	過去に発生																																																																																																																														
5	秋田仙北地震震源北方	7.2	県独自																																																																																																																														
6	北由利断層	7.3	国																																																																																																																														
7	秋田仙北地震	7.3	過去に発生																																																																																																																														
8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	国																																																																																																																														
9	横手盆地東縁断層帯南部	7.2	国																																																																																																																														
10	真昼山地東縁断層帯北部	7.0	国																																																																																																																														
11	真昼山地東縁断層帯南部	6.9	国																																																																																																																														
12	象潟地震	7.3	過去に発生																																																																																																																														
13	横手盆地 真昼山地連動	8.1	県独自																																																																																																																														
14	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	県独自																																																																																																																														
15	天長地震 北由利断層連動	7.8	県独自																																																																																																																														
No.	想定地震	M	設定根拠																																																																																																																														
1	能代断層帯	7.1	国																																																																																																																														
2	花輪東断層帯	7.0	国																																																																																																																														
3	男鹿地震	7.0	過去に発生																																																																																																																														
4	天長地震	7.2	過去に発生																																																																																																																														
5	秋田仙北地震震源北方	7.2	県独自																																																																																																																														
6	北由利断層	7.3	国																																																																																																																														
7	秋田仙北地震	7.3	過去に発生																																																																																																																														
8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	国																																																																																																																														
9	横手盆地東縁断層帯南部	7.2	国																																																																																																																														
10	真昼山地東縁断層帯北部	7.0	国																																																																																																																														
11	真昼山地東縁断層帯南部	6.9	国																																																																																																																														
12	象潟地震	7.3	過去に発生																																																																																																																														
13 [※]	横手盆地 真昼山地連動	8.1	県独自																																																																																																																														
14 [※]	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	県独自																																																																																																																														
15 [※]	天長地震 北由利断層連動	7.8	県独自																																																																																																																														

旧					新				
	16	津軽山地西縁断層帯南部	7.1	国		16	津軽山地西縁断層帯南部	7.1	国
	17	折爪断層	7.6	国		17	折爪断層	7.6	国
	18	雫石盆地西縁断層帯	6.9	国		18	雫石盆地西縁断層帯	6.9	国
	19	北上低地西縁断層帯	7.8	国		19	北上低地西縁断層帯	7.8	国
	20	庄内平野東縁断層帯	7.5	国		20	庄内平野東縁断層帯	7.5	国
	21	新庄盆地断層帯	7.1	国		21	新庄盆地断層帯	7.1	国
	22	海域 A(日本海中部を参考)	7.9	過去に発生		22	海域 A(日本海中部を参考)	7.9	過去に発生
	23	海域 B(佐渡島北方沖, 秋田県沖, 山形県沖を参考)	7.9	県独自		23	海域 B(佐渡島北方沖, 秋田県沖, 山形県沖を参考)	7.9	県独自
	24	海域 C(新潟県北部沖, 山形県沖を参考)	7.5	過去に発生		24	海域 C(新潟県北部沖, 山形県沖を参考)	7.5	過去に発生
	25	海域 A+B 連動	8.5	県独自		25※	海域 A+B 連動	8.5	県独自
	26	海域 B+C 連動	8.3	県独自		26※	海域 B+C 連動	8.3	県独自
	27	海域 A+B+C 連動	8.7	県独自		27※	海域 A+B+C 連動	8.7	県独自
		連動地震					※ 連動地震		
(略)					(略)				
②五城目町の被害想定					②五城目町の被害想定				
(略)					(略)				
【その他の被害】					【その他の被害】				
項 目	被害想定等		備 考		項 目	被害想定等		備 考	
①ブロック塀の倒壊（箇所）	本町分は不明		全県 2 8, 1 9 5 箇所		①ブロック塀の倒壊（箇所）	本町分は不明		全県 28, 195 箇所	
②屋外落下物の予測（棟数）	本町分は不明		全県 1 1, 9 4 0 棟		②屋外落下物の予測（棟数）	本町分は不明		全県 11, 940 棟	
③河川堤防の被害（被害延長）	ほぼ無しと考える。		重要水防区域のみ 全県 1, 0 5 5, 3 1 0 m 本町は馬場目川河口部 6, 4 8 8 m のみ		③河川堤防の被害（被害延長）	ほぼ無しと考える。		重要水防区域のみ 全県 1, 055, 310m 本町は馬場目川河口部 6, 488m のみ	
④ダム・ため池の被害（箇所数）	◆耐震ランク a:破壊による災害発生の危険性が高い4箇所程度 ◆耐震ランク b:破壊による災害発生の危険性がやや高い6箇所程度 ◆耐震ランク c:破壊による災害発生の危険性が低い15箇所程度		県内ダム 1 7 箇所 県内ため池 2 7 0 5 箇所 数値での資料がなく図面から拾うと右のようになる。本町にはため池が 2 5 箇所程度あるものと数えられる。		④ダム・ため池の被害（箇所数）	◆耐震ランク a:破壊による災害発生の危険性が高い 4 箇所程度 ◆耐震ランク b:破壊による災害発生の危険性がやや高い 6 箇所程度 ◆耐震ランク c:破壊による災害発生の危険性が低い 15 箇所程度		県内ダム 17 箇所 県内ため池 2,705 箇所 数値での資料がなく図面から拾うと右のようになる。本町にはため池が 25 箇所程度あるものと数えられる。	

五城目町地域防災計画 新旧対照表 ー第1編 総則ー

旧				新			
	⑤重要施設の使用性について	使用性ランク A（＝機能に支障をきたす可能性がある）が旧消防署となっているが、H27 年 11 月に移転改築済みであり問題ない。他は全て使用性ランク C（＝使用可能である）である。	重要施設の対象となるのは、災害対策本部及び消防活動拠点となる災害拠点（県庁舎、町庁舎、警察署、消防署等）である。本町では、役場庁舎、消防署、警察書の 3 つ。		⑤重要施設の使用性について	使用性ランク A（＝機能に支障をきたす可能性がある）が旧消防署となっているが、H27 年 11 月に移転改築済みであり問題ない。他は全て使用性ランク C（＝使用可能である）である。	重要施設の対象となるのは、災害対策本部及び消防活動拠点となる災害拠点（県庁舎、町庁舎、警察署、消防署等）である。本町では、役場庁舎、消防署、警察書の 3 つ。
	⑥危険物を取り扱う施設の被害	なし	本町に危険物大量貯蔵事業所はない。		⑥危険物を取り扱う施設の被害	なし	本町に危険物大量貯蔵事業所はない。
	⑦災害時要援護者の被害予測	災害時要援護者の死者 6 人	災害時要援護者の条件（本町の人数） 6 5 歳以上の単身高齢者 （ 5 6 6 人） 5 歳未満の乳幼児（ 2 1 9 人） 身体障がい者（ 7 3 2 人） 知的障がい者（ 8 3 人） 合計 1, 6 0 0 人		⑦要配慮者の被害予測	要配慮者の死者 6 人	要配慮者の条件（本町の人数） 65 歳以上の単身高齢者 （566 人） 5 歳未満の乳幼児（219 人） 身体障害者（732 人） 知的障害者（83 人） 合計 1, 600 人
	⑧孤立集落の発生	2 集落（杉沢・合地）			⑧孤立集落の発生	2 集落（杉沢・合地）	
	⑨エレベーター閉じ込め	エレベーターの震度に応じた不動作率 22%（震度 6 強）と、町内の設置台数より、ほぼ無しと考える。	不特定多数の人が乗るエレベーターの設置状況：役場 2 基、町民センター 1 基、五一中 1 基、小倉温泉 1 基。なお、五一中以外のエレベーターには、停電時自動着床装置の機能がない状況。		⑨エレベーター閉じ込め	エレベーターの震度に応じた不動作率 22%（震度 6 強）と、町内の設置台数より、ほぼ無しと考える。	不特定多数の人が乗るエレベーターの設置状況：役場 2 基、町民センター 1 基、五一中 1 基、小倉温泉 1 基。なお、五一中以外のエレベーターには、停電時自動着床装置の機能がない状況。
	⑩震災廃棄物の発生	廃棄物量 2 8 0, 8 7 3 t			⑩震災廃棄物の発生	廃棄物量 280, 873 t	
	⑪生活機能等支障（避難者数）	発生 1 日後 4 2 6 2 人 4 日後 4 4 6 6 人 1 ヶ月後 3 5 8 8 人	阪神淡路大震災時のアンケートによれば、断水は発災後 4 日で 9 1 % の人が「限界である」と回答している。		⑪生活機能等支障（避難者数）	発生 1 日後 4, 262 人 4 日後 4, 466 人 1 ヶ月後 3, 588 人	阪神淡路大震災時のアンケートによれば、断水は発災後 4 日で 91% の人が「限界である」と回答している。
	⑫物資不足量の予測	発生後 4 日が最大で 1 日当たり以下の量が必要 ◆食糧需要量 1 6, 0 7 6 食分 ◆粉ミルク 5 9 1 0 g ◆飲料水需要量 2 0 トン	水は飲料水のみの数値。		⑫物資不足量の予測	発生後 4 日が最大で 1 日当たり以下の量が必要 ◆食糧需要量 16, 076 食分 ◆粉ミルク 5910 g ◆飲料水需要量 20 トン	水は飲料水のみの数値。

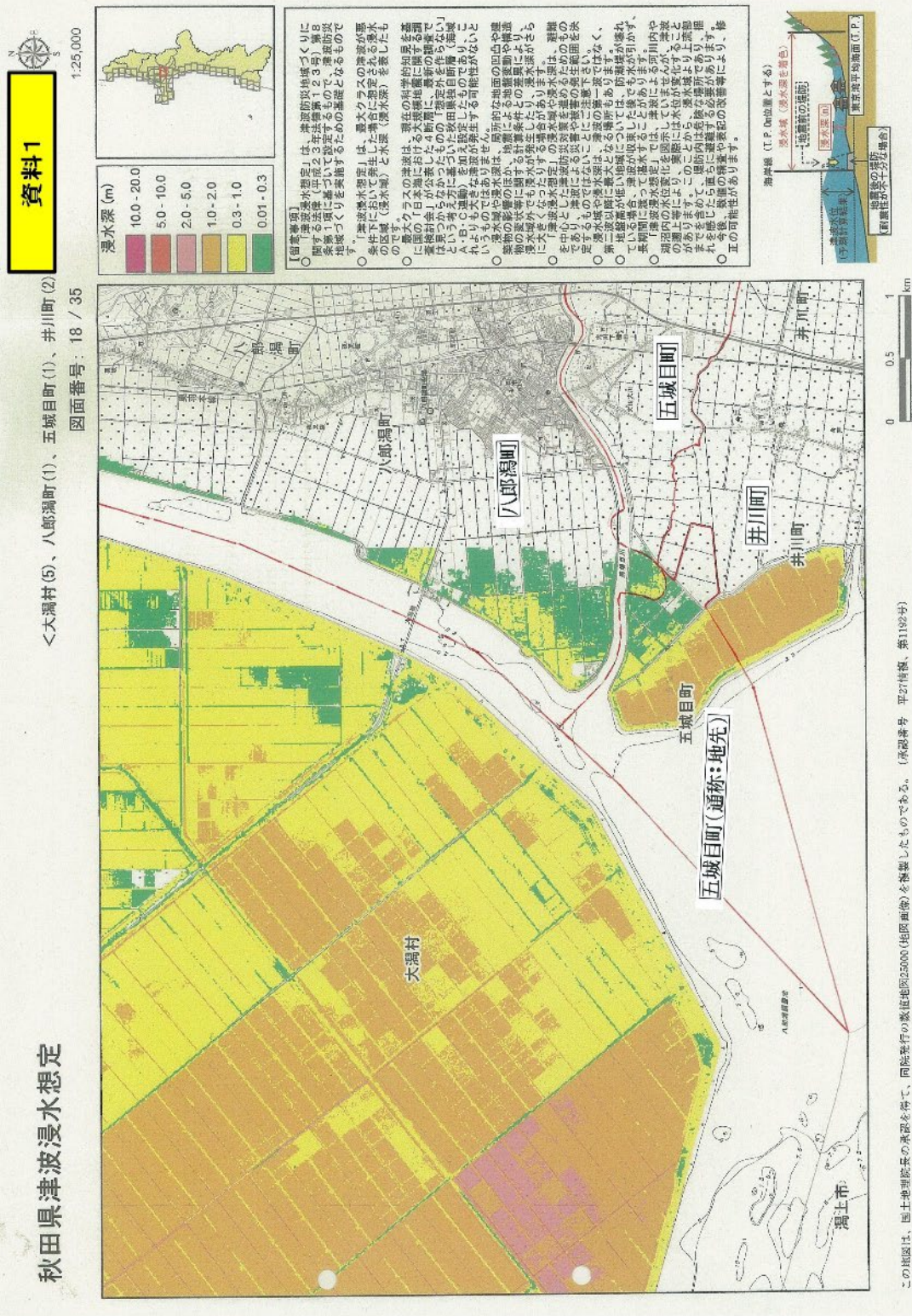
旧				新			
	⑫医療機能支障	県内 8 つに分けた医療圏を越えた広域の対応が必要。	県内の重傷者は、1， 4 8 8 人 ◆秋田周辺 2 次医療圏で重傷者 1 4 7 8 人 ◆能代・山本 2 次医療圏で重傷者 9 人		⑫医療機能支障	県内 8 つに分けた医療圏を越えた広域の対応が必要。	県内の重傷者は、1, 488 人 ◆秋田周辺 2 次医療圏で重傷者 1, 478 人 ◆能代・山本 2 次医療圏で重傷者 9 人
	⑬住機能支障	必要となる応急仮設住宅数 1 0 3 8 棟			⑬住機能支障	必要となる応急仮設住宅数 1, 038 棟	
	⑭清掃・衛生機能支障	必要となる 仮設トイレ数 5 0 基 避難所のゴミ発生量 1 日あたり約 3 t	発生後避難者が最大となる 4 日後の状況で算出。		⑭清掃・衛生機能支障	必要となる 仮設トイレ数 50 基 避難所のゴミ発生量 1 日あたり約 3 t	発生後避難者が最大となる 4 日後の状況で算出。
	⑮近隣原子力施設が被災した場合の影響	想定が難しいが、全ての原子力関係施設からは 100km 以上離れているので、特に問題としない。			⑮近隣原子力施設が被災した場合の影響	想定が難しいが、全ての原子力関係施設からは 100km 以上離れているので、特に問題としない。	
	⑯その他の機能支障				⑯その他の機能支障		
	◆ライフライン（特に電力）が長期停止した場合、在宅医療を受けている人や在宅慢性透析患者は、生命維持が困難になるおそれがある。				◆ライフライン（特に電力）が長期停止した場合、在宅医療を受けている人や在宅慢性透析患者は、生命維持が困難になるおそれがある。		
	◆役場庁舎が大きな被害をうけた場合には機能不全に陥り、住民安否確認が不可能、自治体としての意思決定が不可能、救援物資確保、避難所への搬送に必要な情報集約、集落に残された住民の救援要請等が不可能。				◆役場庁舎が大きな被害をうけた場合には機能不全に陥り、住民安否確認が不可能、自治体としての意思決定が不可能、救援物資確保、避難所への搬送に必要な情報集約、集落に残された住民の救援要請等が不可能。		
	◆道路や港湾等の被災による輸送道路の途絶等の支障や、製油所・油槽所の被災によるガソリン等の燃料不足により、県や市町村に物資が集まっても、各避難所に物資が届けられない可能性がある。				◆道路や港湾等の被災による輸送道路の途絶等の支障や、製油所・油槽所の被災によるガソリン等の燃料不足により、県や町に物資が集まっても、各避難所に物資が届けられない可能性がある。		
	◆広範囲に被災して避難者が多くなると、避難所のスペースや応急仮設住宅が不足する。また、避難所生活が長期化すると、食事、着替え、入浴、トイレ、その他プライバシーに関わる事項について、ストレスが多くなる。				◆広範囲に被災して避難者が多くなると、避難所のスペースや応急仮設住宅が不足する。また、避難所生活が長期化すると、食事、着替え、入浴、トイレ、その他プライバシーに関わる事項について、ストレスが多くなる。		
	(略)				(略)		
	④津波の被害について				④津波の被害について		
	なお、本町では県調査のうち津波発生の可能性のある（2 2）から（2 7）の海域型の地震パターン（県独自の秋田沖海域 A・B・C）でも、津波の陸地への到達はなかった。その後、平成 2 6 年 8 月に「津波防災地域づくりに関する法律（略称：津波法）」による秋田沖の 4 つの断層モデルが示され、更に“想定外はつくらない”という従来からの県独自の秋田沖海域 A・B・C の 3 海域も法定のものとなり、新しい条件下（堤防は 7 5 % 沈下する等）で再検証が行われた。その結果、平成 2 8 年 3 月に大川地区飛地（通称：地先）の農地・道路など（0. 7 k m ² ）が、本町にとって初めて津波浸水想定域（最大 1. 0 ～ 2. 0 m）になり、人家はないものの対応が必要になっている。 ～津波浸水想定域は資料 1～				なお、本町では県調査のうち津波発生の可能性のある（22）から（27）の海域型の地震パターン（県独自の秋田沖海域 A・B・C）でも、津波の陸地への到達はなかった。その後、平成 26 年 8 月に「津波防災地域づくりに関する法律（略称：津波法）」による秋田沖の 4 つの断層モデルが示され、更に“想定外はつくらない”という従来からの県独自の秋田沖海域 A・B・C の 3 海域も法定のものとなり、新しい条件下（堤防は 75% 沈下する等）で再検証が行われた。その結果、平成 28 年 3 月に大川地区飛地（通称：地先）の農地・道路など（0. 7 k m ² ）が、本町にとって初めて津波浸水想定区域（最大 1. 0 ～ 2. 0 m）になり、人家はないものの対応が必要になっている。 ～津波浸水想定区域は資料 1～		
	(略)				(略)		

旧	新
2. 事故災害 (略) (2) 林野火災 林野火災は、強風乾燥下等のもとで、焼失面積がきわめて大規模な林野火災となり、他の都道府県、消防機関、自衛隊等から空中消火活動等の応援を要請し、付近の住民等に避難勧告を発令するなどの対応が必要となる災害を想定する。 (略)	2. 事故災害 (略) (2) 林野火災 林野火災は、強風乾燥下等のもとで、焼失面積がきわめて大規模な林野火災となり、他の都道府県、消防機関、自衛隊等から空中消火活動等の応援を要請し、付近の住民等に避難情報を発令するなどの対応が必要となる災害を想定する。 (略)

(略)

秋田県津波浸水想定

＜大潟村(5)、八郎潟町(1)、五城目町(1)、井川町(2)＞
図面番号：18 / 35

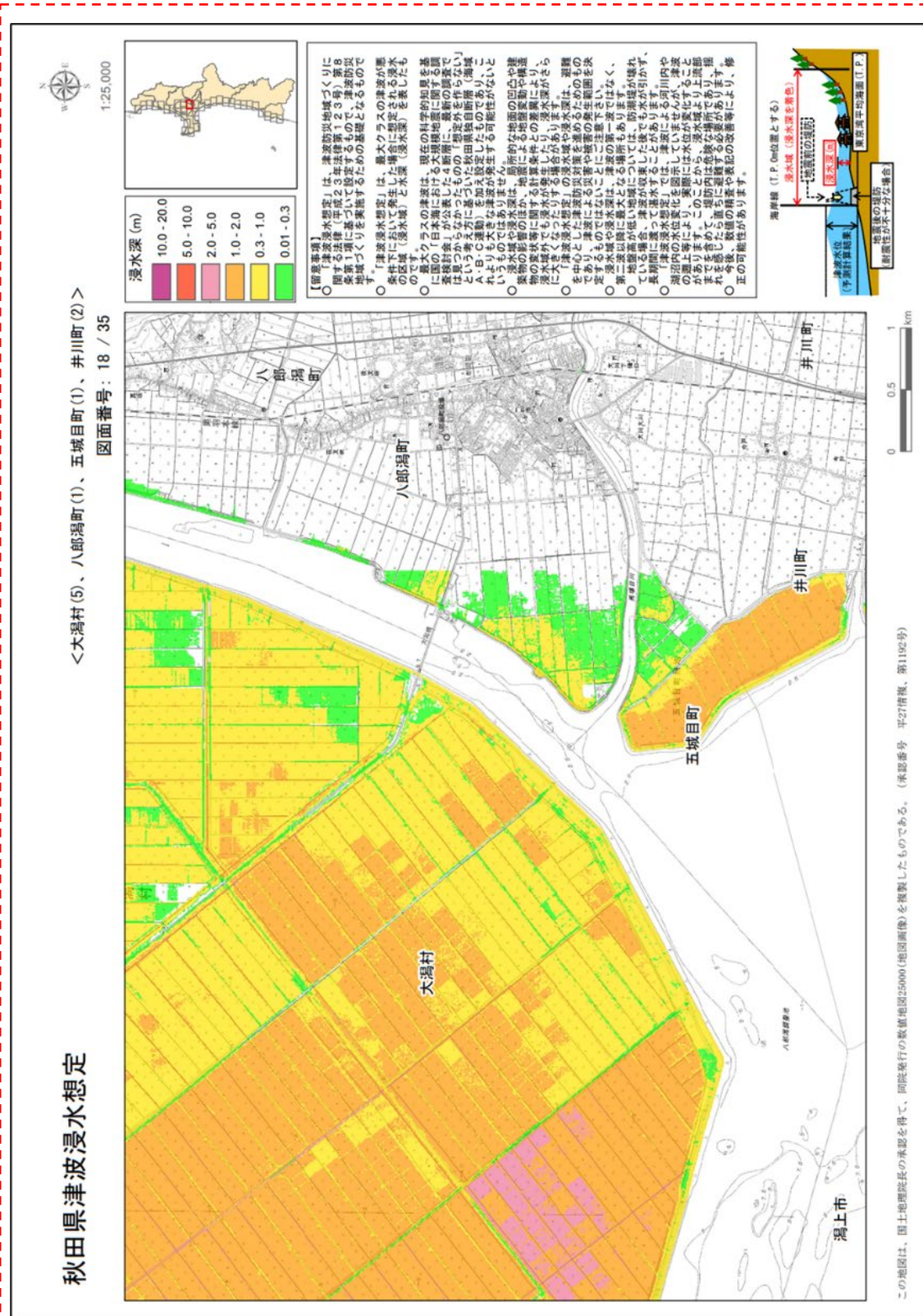


旧

新

秋田県津波浸水想定

＜大潟村(5)、八郎潟町(1)、五城目町(1)、井川町(2)＞
図面番号：18 / 35



(略)